

# 下関市スポーツ推進計画 【改定版】

～スポーツでひともまちも楽しく元気アップ！～



令和元年(2019年)7月  
下関市

はじめに

『スポーツでひともまちも楽しく元気アップ!』

を目指して



スポーツは、心身の健全な発達や健康・体力の保持増進に重要な役割を果たすとともに、人々に夢や感動を与え、また、人々の交流を促進し、地域の一体感の醸成や活性化に寄与するなど、様々な力を有しています。

本市では、平成26年2月に「下関市スポーツ推進計画」を策定し、市民の誰もが、いつでも気軽にそれぞれの目的に応じてスポーツを主体的に楽しめる環境を整備するとともに、スポーツコンベンションを推進し、「スポーツでひともまちも楽しく元気アップ!」できるよう、「生涯スポーツの推進」、「競技力の向上」、「スポーツの場と施設の充実」、「スポーツによる地域活性化」を基本方針に掲げ、大規模スポーツイベントの開催をはじめ、様々な施策に取り組んでまいりました。

この間、国においては、平成27年10月にスポーツ庁が発足し、平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。また、山口県では、平成28年4月に観光スポーツ文化部が創設され、平成30年11月に「山口県スポーツ推進計画（改定版）」が策定されました。それぞれの計画で、スポーツ参画人口の拡大やスポーツを通じた地域の活性化などの方向性が示されています。

来年は「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」が開催されますが、本市では、平成30年8月にトルコ共和国を相手国として「東京2020オリンピック」に係るホストタウン登録を受け、その後、事前キャンプ地として正式決定するなど、徐々にその機運が高まっています。

世界大会等の開催を契機として、市民のスポーツに対する関心がこれまでになく高まっているこの機をチャンスと捉え、スポーツの振興はもとより、スポーツの持つ多様な力を活用した地域活性化や健康づくりを一体的に進めていきたいと考えており、この度、スポーツを取り巻く環境の変化や計画の進捗状況・課題を踏まえ、本市スポーツ振興の基本計画である「下関市スポーツ推進計画」の改定を行いました。

今後も引き続き、本計画の基本理念である「スポーツでひともまちも楽しく元気アップ!」の実現に向け、スポーツの推進に全力で取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

終わりに、本計画の改定にあたりまして、市民アンケートにご協力いただきました皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました下関市スポーツ推進審議会委員の皆様、関係機関、関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和元年7月

下関市長 前田 晋太郎

## 目次

第1章	スポーツ推進計画の改定にあたって	・・・	P1
第1節	計画改定の趣旨	・・・	P1
第2節	計画の位置付け	・・・	P2
第3節	計画の期間	・・・	P3
第2章	スポーツ推進計画改定の背景	・・・	P4
第1節	スポーツを取り巻く環境の変化	・・・	P4～5
第2節	計画（目標）の進捗状況	・・・	P6
第3章	本市におけるスポーツの現状と課題	・・・	P7
第1節	市民のスポーツ活動	・・・	P7～12
第2節	子どものスポーツ活動	・・・	P13
	（1）小学生のスポーツ活動	・・・	P13～14
	（2）中学生のスポーツ活動	・・・	P15～16
	（3）高校生のスポーツ活動	・・・	P16～17
第3節	高齢者及び障害者のスポーツ活動	・・・	P18
	（1）高齢者のスポーツ活動	・・・	P18
	（2）障害者のスポーツ活動	・・・	P18～19
第4節	地域でのスポーツ活動	・・・	P20～21
第5節	スポーツイベントへの取り組み	・・・	P22
第6節	スポーツの場と施設	・・・	P23
第4章	計画の基本理念と基本方針	・・・	P24
第1節	基本理念	・・・	P24
第2節	基本方針	・・・	P24～25
第3節	施策体系	・・・	P26
第5章	施策推進のための具体的取り組み	・・・	P27
第1節	生涯スポーツの推進	・・・	P27
	（1）スポーツ機会の提供	・・・	P27～28
	（2）地域スポーツ推進拠点の充実	・・・	P29～30
	（3）健康保持及び体力づくりの推進	・・・	P31～32
	（4）障害者スポーツの推進	・・・	P33～34
第2節	競技力の向上	・・・	P35
	（1）スポーツ選手の強化及び指導者の養成	・・・	P35～36
	（2）競技活動支援の充実	・・・	P36
	（3）顕彰	・・・	P37
	（4）クリーンでフェアなスポーツの推進	・・・	P38
第3節	スポーツの場と施設の充実	・・・	P39
	（1）スポーツ施設の充実及び利用促進	・・・	P39～40
	（2）スポーツ情報の発信	・・・	P40
第4節	スポーツによる地域活性化	・・・	P41
	（1）スポーツコンベンションによる地域活性化	・・・	P41～44
	（2）ボランティア・人材の養成	・・・	P44～45
卷末資料1	下関市スポーツ振興のまちづくり基本条例		
卷末資料2	下関市スポーツ推進審議会条例		

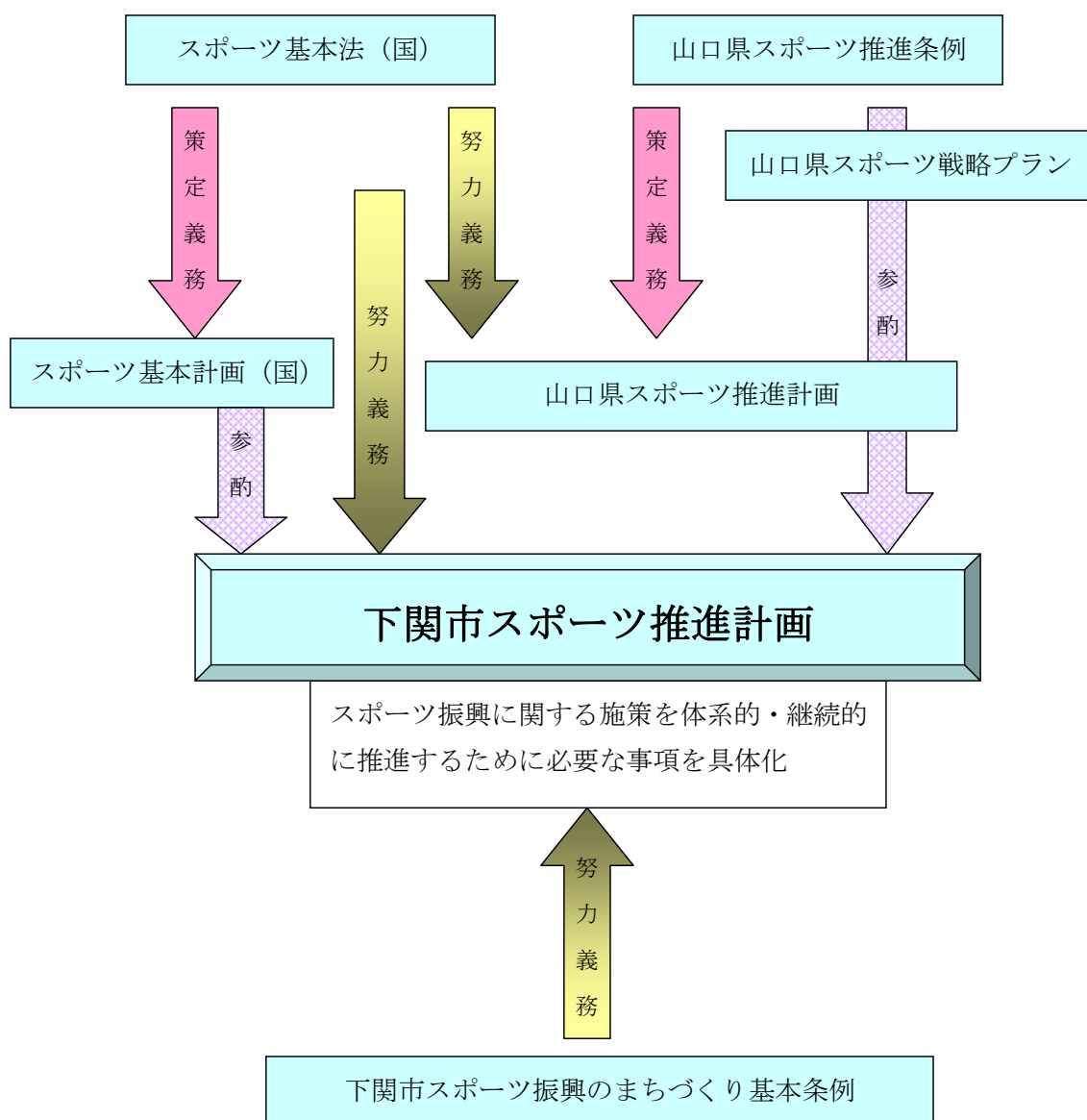
## 第1章 スポーツ推進計画の改定にあたって

### 第1節 計画改定の趣旨

- 本市では、「下関海響マラソン」「ツール・ド・しものせき」「おいでませ！山口国体・山口大会」等の開催を契機として高まったスポーツに対する関心の高まりを、今後のスポーツによるまちづくりや地域活性化に活かしていくため、国の「スポーツ基本計画（平成24年3月策定）」や「山口県スポーツ推進計画（平成25年3月策定）」の理念に沿って、平成26年2月に、今後の本市におけるスポーツ推進の指針となる基本理念や基本的施策を定めた「下関市スポーツ推進計画」を策定しました。
- その後、当該スポーツ推進計画に基づき、生涯スポーツの推進、競技力の向上、スポーツの場と施設の充実、スポーツによる地域活性化を基本方針に掲げ、スポーツの推進に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。
- こうした中、国内では、2019年のラグビーワールドカップ日本大会や、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定等を契機として、スポーツへの関心が非常に高まっており、国においては、スポーツの振興その他スポーツに関する施策の総合的な推進を図るため、スポーツ庁が創設（平成27年10月）されるとともに、平成29年3月に国のスポーツ施策の方向性を示す指針となる「第2期スポーツ基本計画」が策定されたところです。また、これを受け、県においては、「山口県スポーツ推進計画」の見直しが行われ、平成30年11月に改定版が策定されています。
- また、市では、平成30年4月に、スポーツ振興のみならず文化振興との連携も強化しながら、多様な交流促進施策を一体的に推進するための組織として、「観光スポーツ文化部」を創設したところです。
- こうしたスポーツを取り巻く環境の変化を好機と捉え、スポーツを通じた様々な取り組みを市の振興・発展につなげていくため、これらの環境変化に的確に対応するとともに、これまでの計画の進捗状況や課題等を踏まえ、必要な見直しを行います。

## 第2節 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づく地方スポーツ推進計画並びに下関市スポーツ振興のまちづくり基本条例第6条の規定に基づく基本的計画として位置づけられ、国が定めた「スポーツ基本計画」や山口県が定めた「山口県スポーツ推進条例」「山口県スポーツ戦略プラン」「山口県スポーツ推進計画」等を参酌し、今後の本市におけるスポーツ振興に関する施策を体系的・継続的に推進するための基本的事項及びその他の必要事項を定めるものです。



### 第3節 計画の期間

本計画は、2014年度から2023年度までの10年間を計画期間としており、今回の改定計画は、2019年度から2023年度までの後期計画として位置付けます。なお、社会情勢の変化等により、計画期間中に内容を見直す必要が生じた場合は、「下関市スポーツ推進審議会」等の意見を踏まえ、適切に対応します。



## 第2章 スポーツ推進計画改定の背景

### 第1節 スポーツを取り巻く環境の変化

#### 《国の動向》

##### ○東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催

2019年のラグビーワールドカップ日本大会や2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けたさまざまな取り組みが本格化し、スポーツへの関心がこれまでになく高まっています。さらに2021年には、世界最大の一般参加型、国際総合スポーツ大会であるワールドマスターズゲームズ関西のアジア初の日本開催など、またとない機会を契機として、「スポーツ・イン・ライフ」（生活の中にスポーツを）の実現に向けた動きが一層活発化しています。

##### ○スポーツ庁の創設

スポーツ基本法の理念である「スポーツを通じて『国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む』ことができる社会の実現」を目指し、2015（平成27）年10月に、文部科学省の外局として「スポーツ庁」が創設され、これまでのスポーツ振興に加え、他省庁と連携した多様な施策（健康増進、障害者スポーツ、地域活性化や競技力向上等）を展開し、スポーツ行政の総合的な推進を図ることとされました。

##### ○第2期スポーツ基本計画等の策定

2017（平成29）年3月、国において、2017年度から2021年度の5年間におけるスポーツ立国を目指す上での重要な指針となる「第2期スポーツ基本計画」が策定され、中長期的なスポーツ政策の基本方針や、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策等が示されました。

また、これを受け、2018（平成30）年3月には、スポーツへの参画を促すための3つの方向性を示した「スポーツ推進アクションガイド」が、また同年9月には、主な対象ごとにスポーツ実施率向上のための具体的取組を示した「スポーツ実施率向上のための行動計画」が策定されました。

## 《県の動向》

### ○観光スポーツ文化部の設置

2016（平成28）年4月に組織体制が再編され、多様な交流促進施策を一体的かつ強力に推進するための組織として、「観光スポーツ文化部」が創設されました。

### ○交流人口の拡大と地域の活性化に向けた取組の推進

東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとした世界大会等の開催に伴うキャンプ地誘致の促進や「サイクル県やまぐちProject」の推進による新たな魅力の創出、本県を拠点に活躍するトップスポーツクラブ（レノファ山口FCやACT SAIKYOなど）と連携した取組の促進など、スポーツの振興のみならず、交流人口の拡大や地域活性化に向けたさまざまな施策が展開されています。

### ○山口県スポーツ推進計画【改定版】の策定

スポーツを取り巻く環境の変化や、これまでの取組から明確となった課題等を踏まえ、2018（平成30）年11月に「山口県スポーツ推進計画【改定版】（2018年度～2022年度）」が策定されました。

## 《市の動向》

### ○「スポーツイベント係」及び「スポーツコミッション推進係」の設置等

2016（平成28）年4月の機構改革により、これまで行ってきたイベント業務を専門化するとともに、蓄積されたノウハウを活かし、世界大会等のキャンプ地誘致をはじめとしたスポーツコミッション業務を行うため、スポーツ振興課内に「スポーツイベント係」及び「スポーツコミッション推進係」を設置しました。

また、2018（平成30）年4月には、スポーツ振興のみならず文化振興との連携も強化しながら、多様な交流促進施策を一体的に推進するための組織として、「観光スポーツ文化部」を創設しました。

### ○スポーツによる地域活性化に向けた取組の推進

下関海響マラソンやツール・ド・しものせきに代表される魅力ある大規模スポーツイベントの開催や、地元のプロスポーツクラブ「レノファ山口FC」の支援、スポーツイベントの誘致・開催支援や世界大会等のキャンプ地誘致など、交流人口の拡大や地域活性化に向けたさまざまなスポーツ施策を展開しています。



## 第2節 計画（目標）の進捗状況

### 《現行計画（目標）の進捗状況》

目標	計画策定時	現状値	目標値
①生涯スポーツの推進 市民のスポーツ実施率(市民〔成人〕の週1回以上のスポーツ実施率)	2012(平成24)年度 25.9%	2017(平成29)年度 28.4%	2023年度 60%
②競技力の向上 全国大会等で優勝した選手(優勝賞賜金交付対象者)	2012(平成24)年度 個人6名	2017(平成29)年度 個人13名	2023年度 個人12名
③スポーツの場と施設の充実 体育施設の年間利用者数	2012(平成24)年度 940,000名	2017(平成29)年度 1,086,000名	2023年度 1,800,000名
④スポーツによる地域活性化 市外参加者が顕著な大会等の件数	2012(平成24)年度 25件	2017(平成29)年度 36件	2023年度 40件

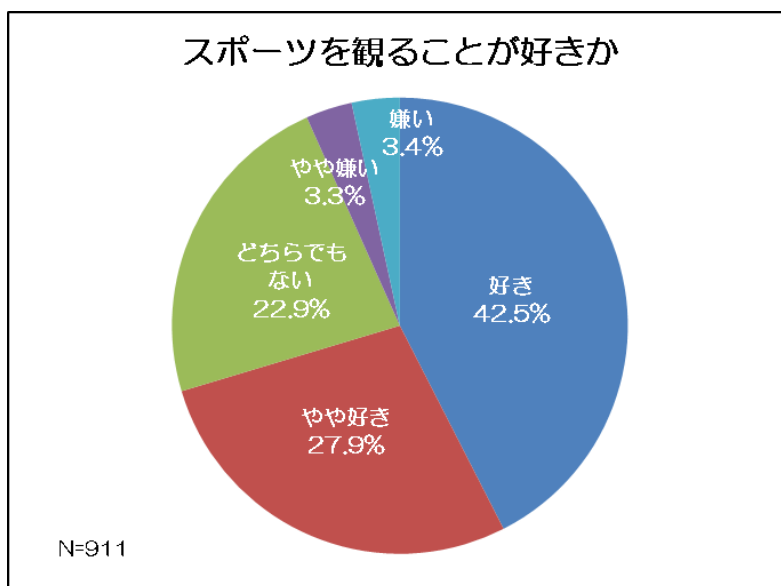
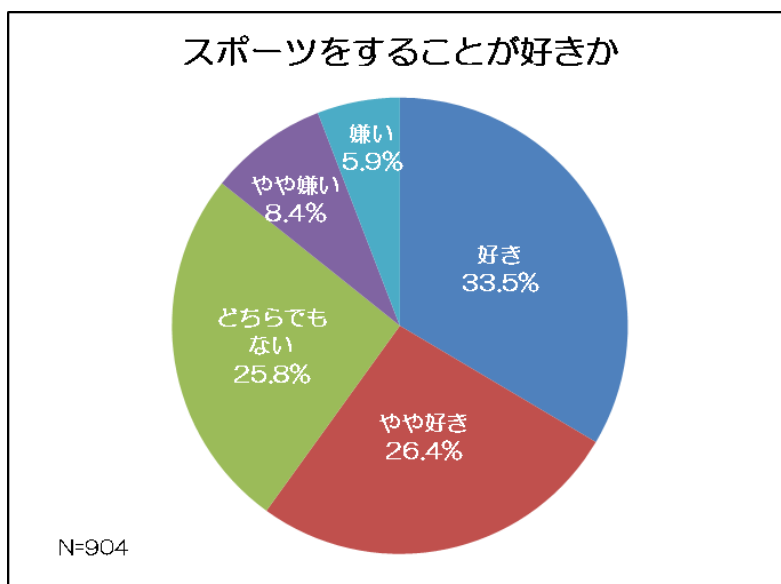
- 「生涯スポーツの推進」に係る目標である市民〔成人〕の週1回以上のスポーツ実施率は、25.9%（平成24年度）から28.4%（平成29年度）へと2.5ポイント上昇しているものの、全国（平成24年度：47.5%→平成29年度：51.5%）に比べ、実施率、伸び率ともかなり低い状況にあります。
- 「競技力の向上」「スポーツの場と施設の充実」「スポーツによる地域活性化」に係る目標については、目標の達成に向け、概ね順調に推移しています。

### 第3章 本市におけるスポーツの現状と課題

#### 第1節 市民のスポーツ活動

「下関市民のスポーツに関する意識調査」(以下「意識調査」という。)において、スポーツをすることが「好き」「やや好き」と答えた方(成人)は、59.9%、スポーツを観ることが「好き」「やや好き」と答えた方は、70.4%となっています。

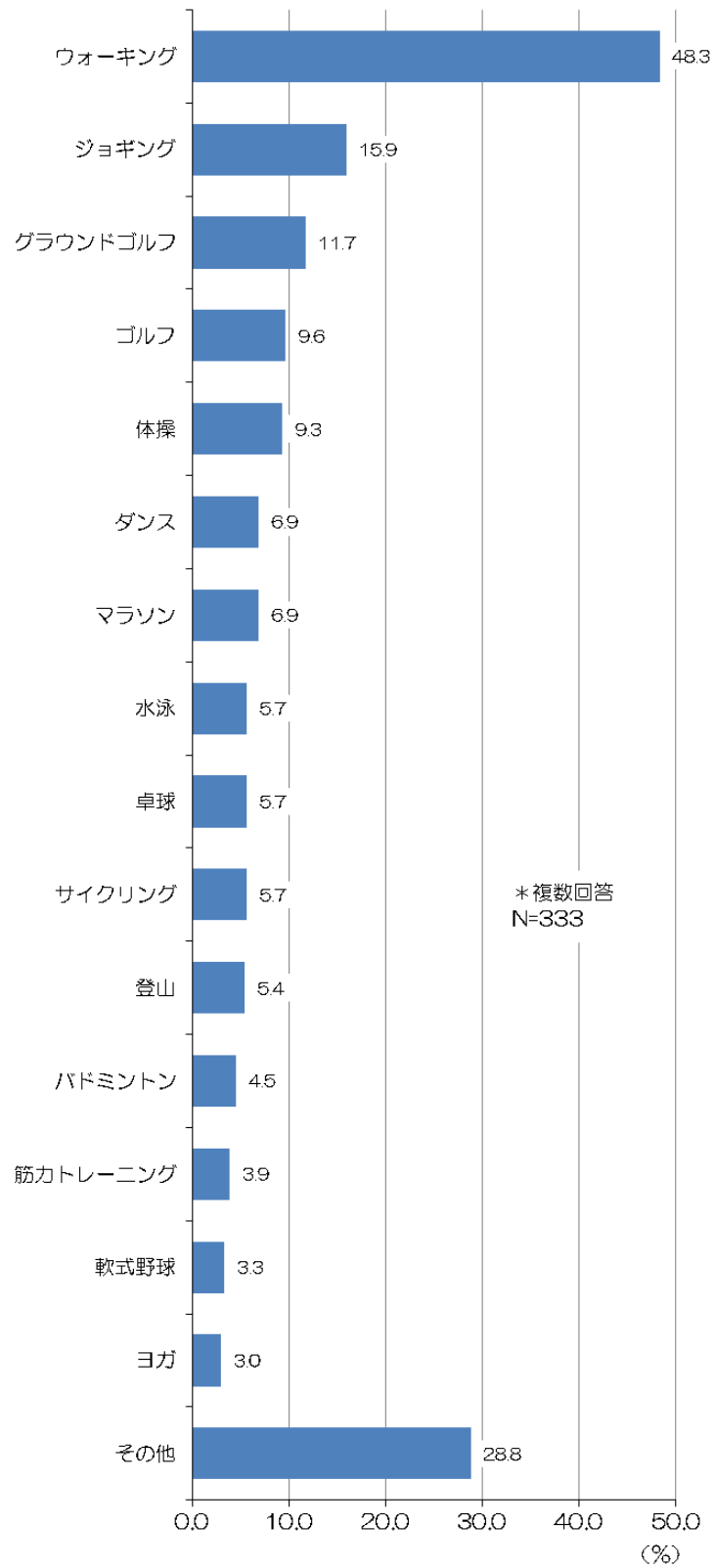
これは、下関市民のスポーツを「する」楽しみ、「みる」楽しみに対する関心の高さを表していますが、「みる」楽しみへの関心を、いかにスポーツを「する」楽しみへと繋げるかが一つの課題になります。



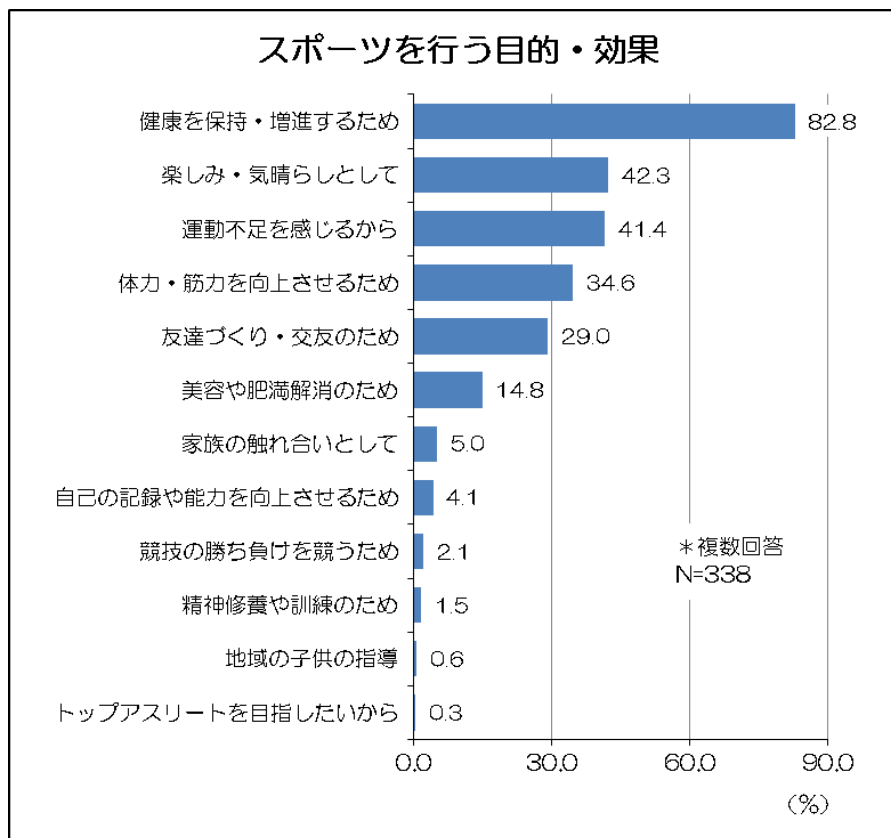
次に、行っているスポーツ種目の間では、「ウォーキング」や「ジョギング」等の気軽に行うことのできるスポーツの割合が高くなっています。



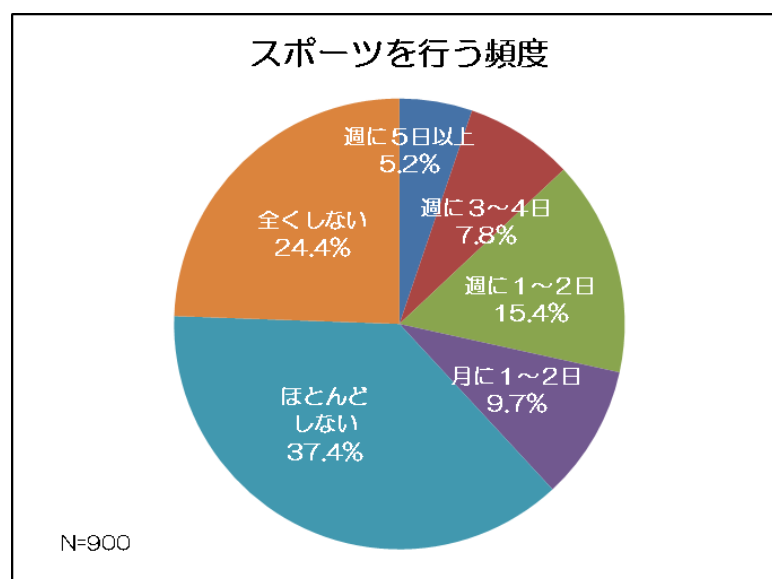
### 行っているスポーツ種目



また、スポーツを行う目的・効果は、多くの方が「健康を保持・増進するため」「楽しみ・気晴らしとして」「運動不足を感じるから」としています。

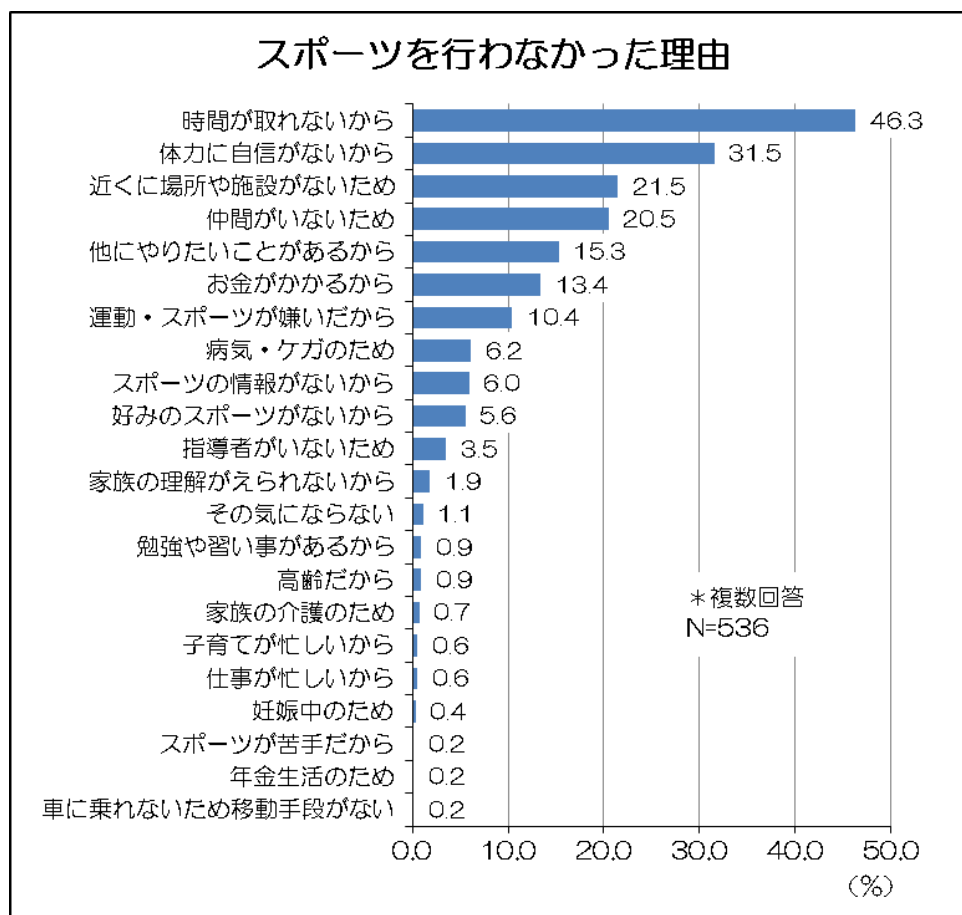


しかしながら、スポーツへの関心の高さとは裏腹に1年間にスポーツを全くしていない方は24.4%、ほとんどしない方は37.4%と6割以上の方たちが運動をしていない状況です。



スポーツを行わなかった理由は、「時間が取れない」「体力に自信がない」「近くに場所や施設がない」「仲間がいない」が多く挙げられています。

一方、「運動・スポーツが嫌い」の答えは1割程度であることが分かります。



様々な制約がある中で、「いつでも」「どこでも」「誰でも」が「する」スポーツを楽しむことができる手軽な軽運動への誘いも重要になります。

また、レクリエーション活動のように、競うことを主目的とせず、みんなでスポーツを楽しむことを目的とした活動も取り入れていく必要があります。

以上のことから、スポーツ活動へのきっかけづくり、手軽にスポーツを行える環境づくりが大切だと言えます。

<参考>

下関市レクリエーション協会の構成（平成30年4月1日現在）

加盟団体数 7団体

加盟者数 959名



## 第2節 子どものスポーツ活動

スポーツは、次の世代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重し、公正さと規律を敬い協調する精神や実践的な思考力や判断力を育むものであり、人格の形成に大きな影響を及ぼす重要なものです。学校や地域等において、すべての子どもがスポーツに親しむことができる場と参加する機会の整備を図らなければなりません。

体育の授業や運動部活動を通じて、子どもたちにスポーツの楽しさ、素晴らしさを体験する機会を整備することにより、生涯にわたりスポーツを楽しむ基礎を培い、豊かな人間性を涵養するとともに、夢を持ち、挑戦することの大切さを学び、その夢の実現に向け、体力や競技力等の向上を図ることが必要です。

### (1) 小学生のスポーツ活動

小学生においては、学校での体育授業以外のスポーツ頻度は週に1日以上が73.5%であり、活動の内容はスイミングスクールなどのスポーツクラブでの活動が41.4%、友達や仲間といっしょの活動(放課後や休みの日にみんなで集まってサッカーをするなど)が36.8%、スポーツ少年団、子ども会などの地域での活動が29.7%となっています。

このことから、子どもたちのスポーツ活動を促進するためには、スポーツを行う場所の確保とともに、スポーツ少年団及び子ども会などの地域での活動を支援することが必要です。

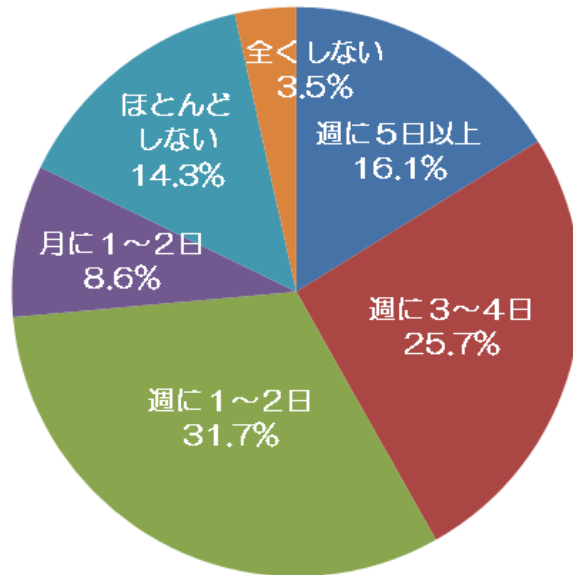
### <参考>

下関市内のスポーツ少年団の数(平成30年9月1日現在)

団 数	139団
団員数	2,686名
種目数	20種目

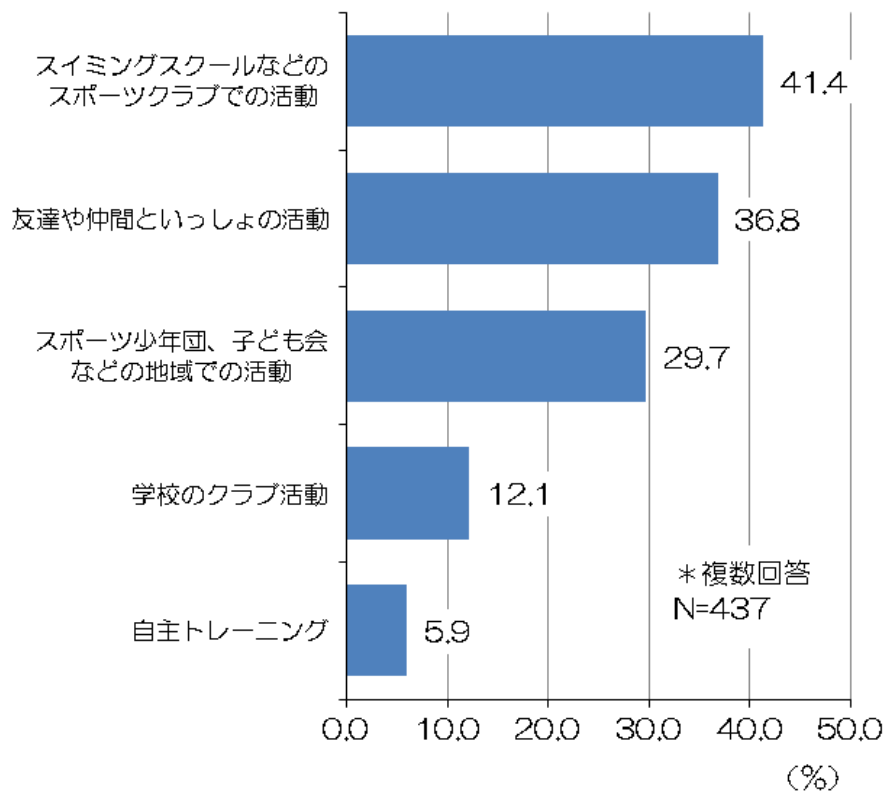


### 体育授業以外のスポーツ頻度



N=545

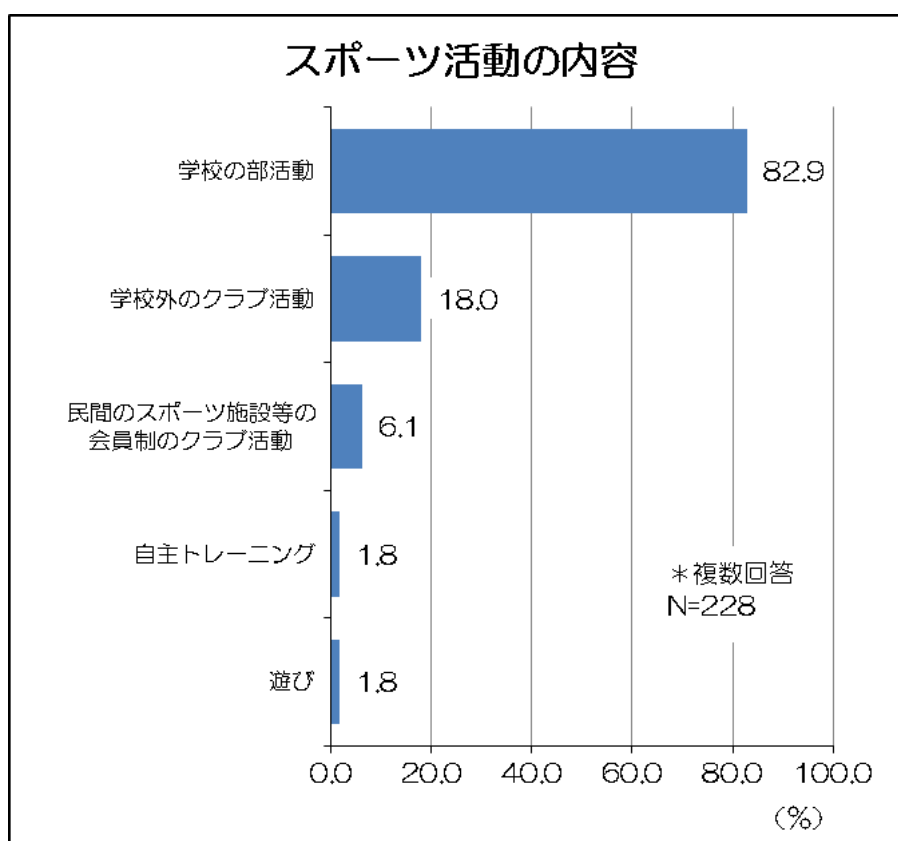
### スポーツ活動の内容



## (2) 中学生のスポーツ活動

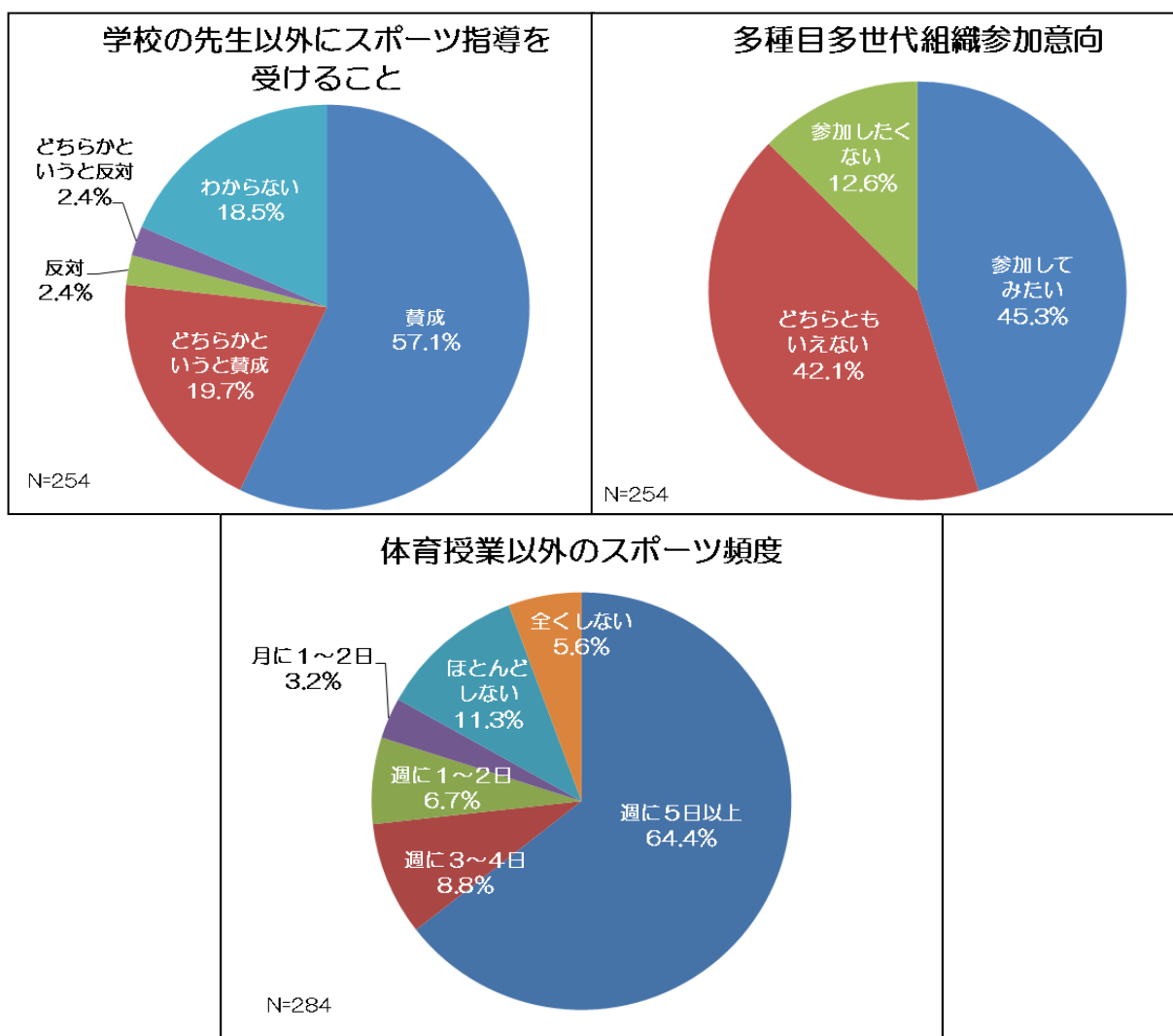
中学生においては、82.9%が学校の部活動でスポーツに親しんでいます。学校における部活動は、子どもたちが自分の個性や能力を伸ばし、体力・技術を向上させ、精神力・集中力を養い、集団における人間関係の構築等に大きな役割を果たしています。

しかしながら、学校での部活動において、全ての競技に専門的な指導を行うには限りがあります。



このような状況の中で、学校の先生以外にスポーツ指導を受けることについては、「賛成」57.1%、「どちらかという賛成」19.7%という結果となり、種目を超え、世代を超えたスポーツ活動への参加意向については、「参加してみたい」が45.3%となっています。

このことから、学校部活動への外部指導者等の導入を促進するとともに、学校教育以外におけるスポーツ機会の提供や、指導者の養成に取り組み、子どもたちに、様々なスポーツに触れ合う機会を与えることも必要です。



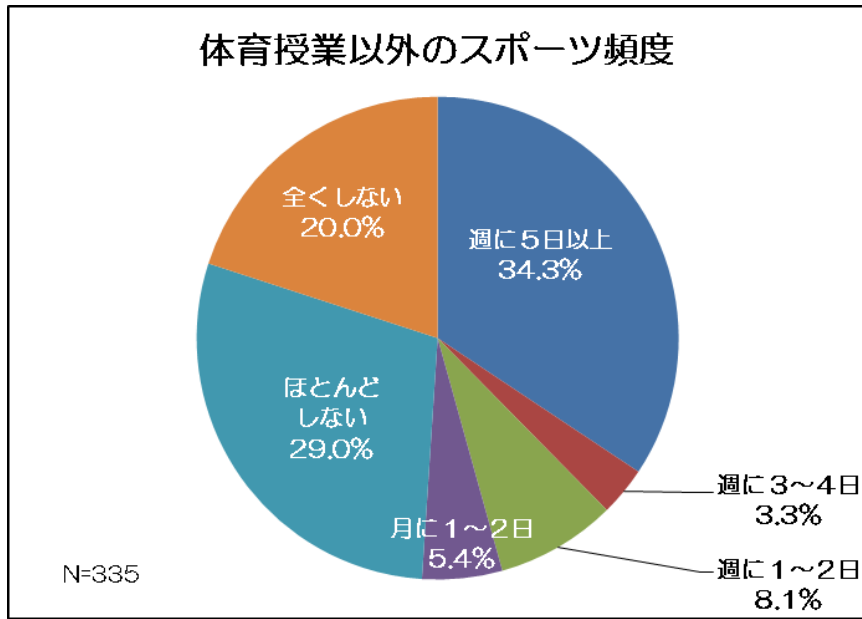
### (3) 高校生のスポーツ活動

高校生においては、全体的に中学生とよく似た傾向にあり、スポーツ活動のうち80.3%が学校の部活動でスポーツに親しんでいます。ただし、学校での体育授業以外のスポーツ頻度は、週に1日以上が45.7%となっており、小学生の73.5%、中学生の79.9%に比べ、かなり低い状況となっています。

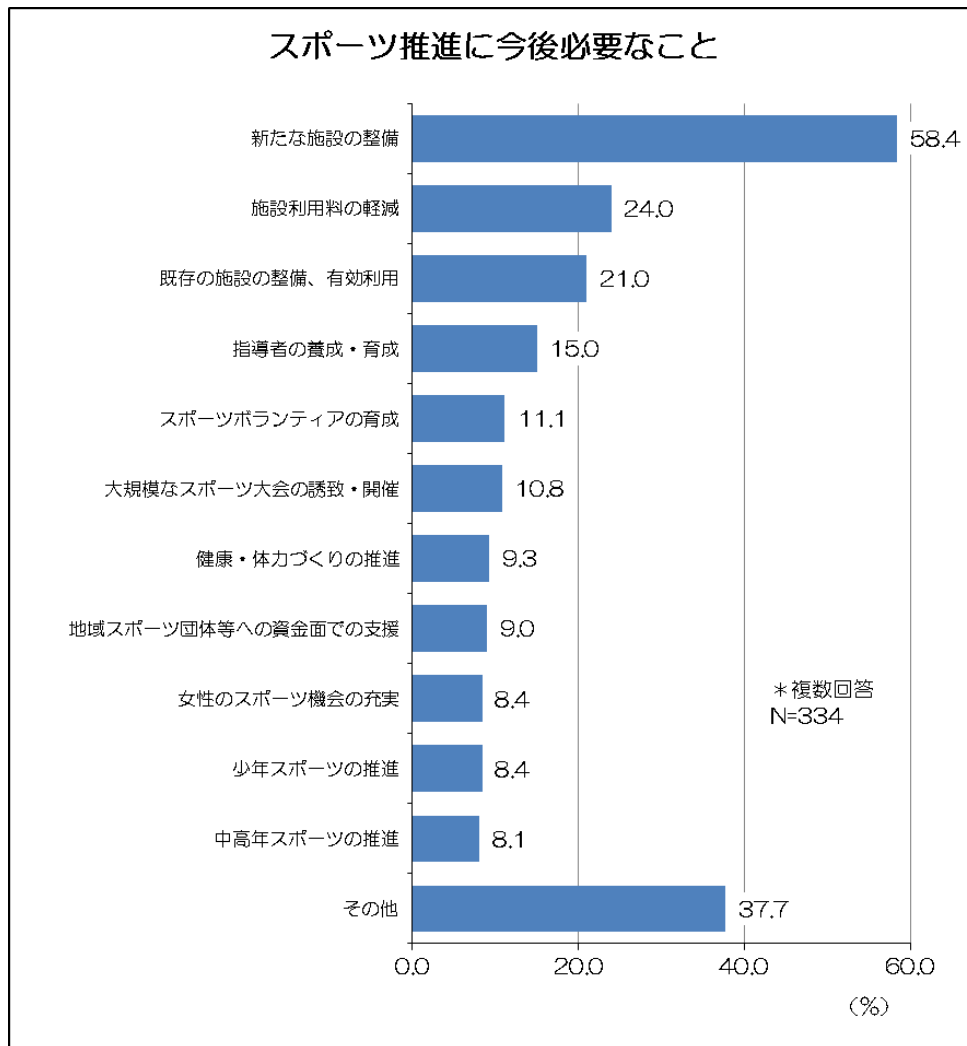
また、本市のスポーツをさらに推進させるために、高校生は新たな施設の整備が必要と考えています。

このことから、小学生から中学生にかけて上昇している週1回以上のスポーツ実施率を高校生で大幅に低下させないための環境づくりが必要だと考えられます。加えて、高校生のスポーツ活動をより一層推進するためには、その活動状況を踏まえた新たな施設整備の検討も必要です。

### 体育授業以外のスポーツ頻度



### スポーツ推進に今後必要なこと



### 第3節 高齢者及び障害者のスポーツ活動

#### (1) 高齢者のスポーツ活動

高齢者のスポーツ活動は、軽度な運動が好まれ、健康寿命の伸長を促すうえで大切な役割を果たします。

高齢者が参加しているスポーツ活動は、「ウォーキング」、「グラウンドゴルフ」が多く、各地域において大会が開催されるなど、自主的な活動が盛んに行われています。

また、本市では、ニュースポーツやレクリエーションスポーツの普及大会等を開催し、年齢や体力に合わせ、スポーツに参加できる機会を提供しています。

今後は、どのようなスポーツが高齢者に求められているのか、参加状況等を考慮し、健康保持増進、生きがい・仲間づくりの観点から、高齢者がいつまでもスポーツを楽しむことができる機会を整備することが大切です。



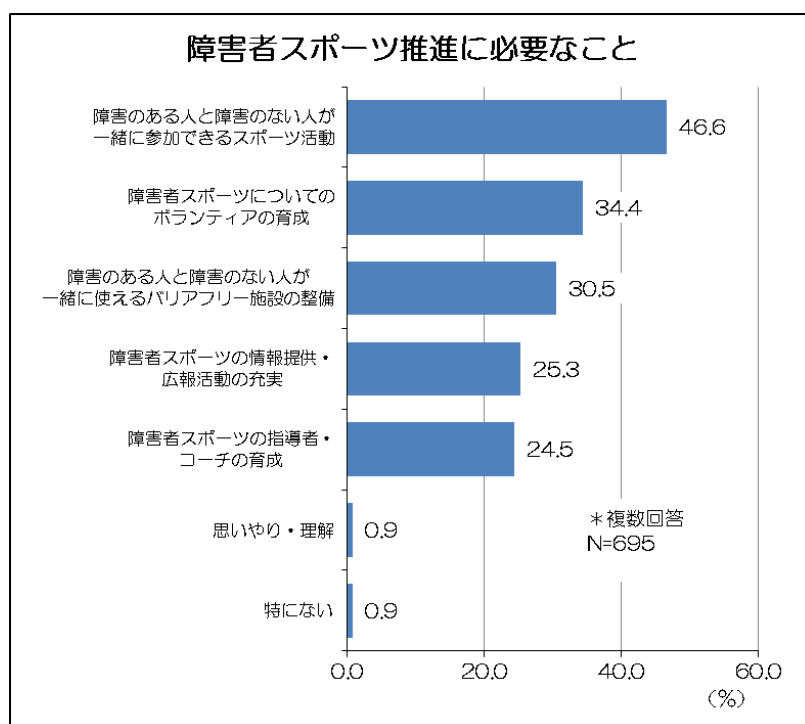
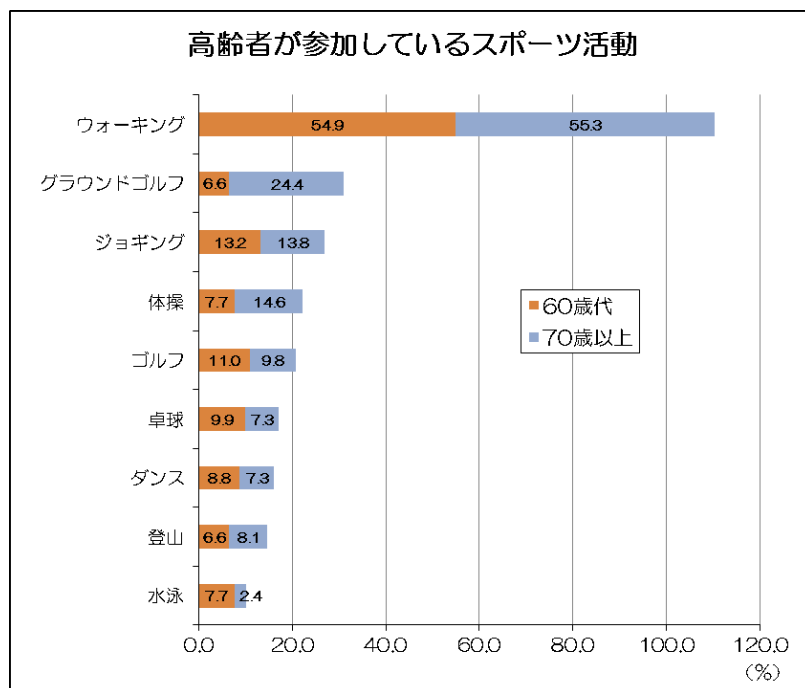
#### (2) 障害者のスポーツ活動

障害のある人にとってのスポーツ活動は、競技や軽運動を通じて体を動かすことの楽しさを体験できるとともに、市民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進につながります。本市では、下関市障害者スポーツセンターを設置し、障害者のスポーツ及びレクリエーション活動への参加を促進するとともに、健康の保持増進を図っています。

「意識調査」において、障害者スポーツ推進に必要なこととして、

「障害のある人と障害のない人が一緒に参加できるスポーツ活動」  
 46.6% 「障害者スポーツについてのボランティアの養成」 34.4%  
 4%が挙げられています。

今後、障害者スポーツに携わるボランティアを養成し、障害のある人もない人も一緒にスポーツを楽しむことができる仕組みづくりが必要です。



## 第4節 地域でのスポーツ活動

地域におけるスポーツは、世代を超えた交流を促進し、一体感を醸成して、それぞれの地域の活性化に繋がります。

本市では、市内全域に118名のスポーツ推進委員や全小学校区での地域スポーツ振興会の活動によってスポーツの振興が図られています。

また、学校体育施設開放も積極的に行われ、地域のスポーツ団体や総合型地域スポーツクラブ（※1）を中心に広く活用されています。

このような現状の中で、今以上により多くの方たちが関心又は適性に応じて、気軽にスポーツを楽しむ行事を実施し、主体的にスポーツ活動に取り組む地域づくりが求められています。

そのためには、地域スポーツの指導者養成も欠かすことができません。

### （用語説明※1）

総合型地域スポーツクラブとは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、（1）子どもから高齢者まで（多世代）、（2）様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、（3）初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブを言います。



<参考>

地域スポーツの活動拠点（平成30年4月1日現在）

※地域スポーツ振興会設置校区数 50校区  
活動実績 延べ 67,999名

※学校体育施設開放 70校  
平成29年度活動実績 延べ 417,590名

※総合型地域スポーツクラブ 9団体  
会員数 6,476名



## 第5節 スポーツイベントへの取り組み

本市では、様々なスポーツイベントを実施しています。

平成19年度から実施されている「ツール・ド・しものせき」は、下関北運動公園を主会場とし、下関市を一周するコース等を走り下関の美しい風景や各地の味覚を楽しむことができるサイクリングイベントとして、全国から多くの参加者が集います。

平成20年度から開催されている「下関海響マラソン」は、現在では全国でも人気の大会となり、毎年全国各地から1万名にもおよぶランナーが参加し、3千名にもおよぶ市民がボランティアとして協力し、市を挙げての一大スポーツイベントへと成長しました。

「維新海峡ウォーク」は、参加者が2万名の全国でも有数のウォーキング大会となり、維新の歴史や源平の浪漫に思いを馳せ、下関市の様々な名所を巡るコースが好評を得ています。

また、「下関歴史ウォーク」は、歴史の千年舞台である下関の歴史資源や豊かな自然を堪能できる多様なコースが魅力となっています。

このような下関独自のイベントを実施することで、自転車、ジョギングやウォーキングを日常的に楽しむ方も次第に増え、自らの住む街の歴史や自然に改めて目を向ける市民の方が増えてきています。

この他にも、市内全域で様々なスポーツイベントが開催され、多くの市民がスポーツを「する」楽しさ、「みる」楽しさを体験しています。

さらに、これらのスポーツイベントには、多くのスポーツボランティアの力が重要になっており、「ささえる」スポーツへの積極的な参加が望まれます。

今後は、スポーツボランティアの養成とボランティア活動への参加の広がりをもつことが課題となります。

### <参考>

大規模イベント参加者数（平成30年度）

※下関海響マラソン	選手	12,879名
	ボランティア	3,131名
※ツール・ド・しものせき	選手	1,731名
	ボランティア	670名
※維新海峡ウォーク	参加者	約2万名
※下関歴史ウォーク	参加者	1,440名

## 第6節 スポーツの場と施設

本市は、本州最西端に位置し、三方を海に開かれ、豊かな歴史と自然に恵まれています。

このような環境の中で、四季折々の風を感じ、その時々に応じたスポーツを楽しむことは、身体を強くし、心を豊かにするものです。

このことから、身近な自然の中でスポーツをすることの楽しさ、大切さを広く伝えることが必要です。

また、スポーツの大型施設としては、下関運動公園にある下関市体育館や下関市営下関陸上競技場、下関北運動公園にある下関球場や山口県立下関武道館があり、その他にも体育館やグラウンドが各地区に設置されています。

しかしながら、施設や設備の老朽化が進んでいることから、平成28年2月に策定された「下関市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の適正配置と施設総量の縮減に留意し、「新規整備の抑制」「既存施設の見直し」「余剰施設の有効活用」の観点から、施設の安全性、利便性、効率的な使用等についての検証が必要となっています。

特に、体育館については、全国レベルの大会やトップレベルの大会が開催できる機能がないため、今後の本市におけるスポーツ推進の上でも、長期的視点での改修整備が望まれています。



## 第4章 計画の基本理念と基本方針

### 第1節 基本理念

国、山口県の基本理念及び本市のスポーツを取り巻く現状と課題を踏まえ、本計画の推進にあたり、以下のとおり基本理念を定めます。

### スポーツでひともまちも楽しく元気アップ！

この理念は、市民の誰もが、いつでも気軽にそれぞれの目的に応じてスポーツを主体的に楽しめる環境を整備するとともに、スポーツコンベンション（※2）を推進し、下関のひともまちも元気アップします。

（用語解説※2）

スポーツコンベンションとは、スポーツの大規模な大会や合宿などのことをいい、一定の期間にわたり、多くの集客が見込まれ、交流人口の拡大により、地域に大きな経済波及効果を与えるものです。

### 第2節 基本方針

本計画では、基本理念の実現に向け、次の4つの基本方針に基づき、スポーツ施策を推進していきます。

#### 1 生涯スポーツの推進

下関に住む誰もが「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツを楽しむことができるよう、市民一人ひとりの生活に適し、それぞれの年齢に応じたスポーツ活動ができる生涯スポーツを推進します。

#### 2 競技力の向上

トップアスリートへの夢を育むとともに指導者の養成に取り組み、競技活動への支援等を充実させ、競技力の向上を図ります。

### 3 スポーツの場と施設の充実

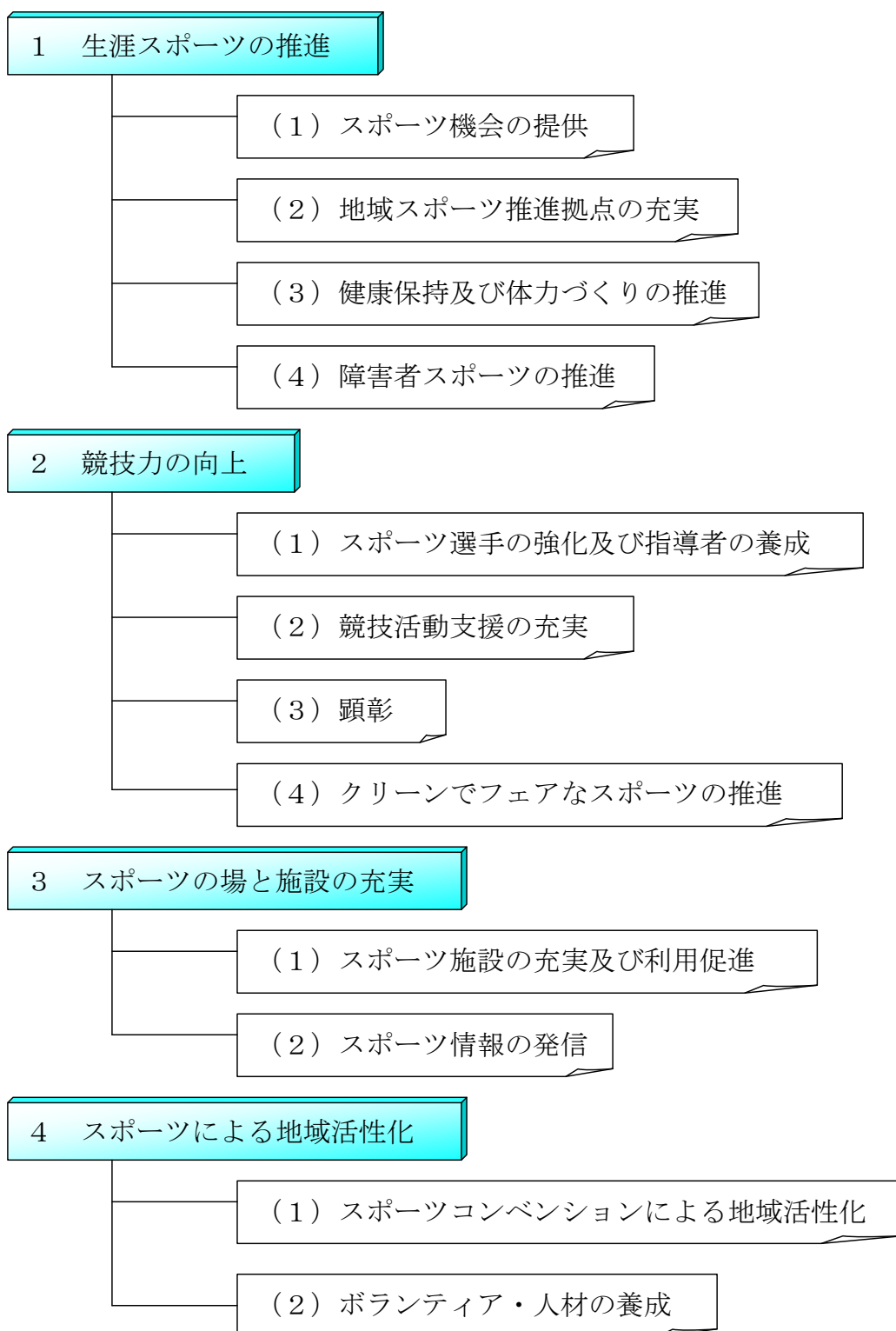
本市の豊かな歴史に親しみ、自然の中で楽しくスポーツをすることができ、誰もがいつでも気軽に安心してスポーツを楽しむことができる施設・設備の充実及び利用促進に努め、スポーツについての情報を発信します。

### 4 スポーツによる地域活性化

スポーツコンベンションの推進により、豊かな歴史と自然を持つ本市の魅力を全国に発信し、下関の活性化を図るとともに、それを支える人材の養成とボランティア登録制度の活用を推進します。



### 第3節 施策体系



## 第5章 施策推進のための具体的取り組み

### 第1節 生涯スポーツの推進

#### 基本方針1

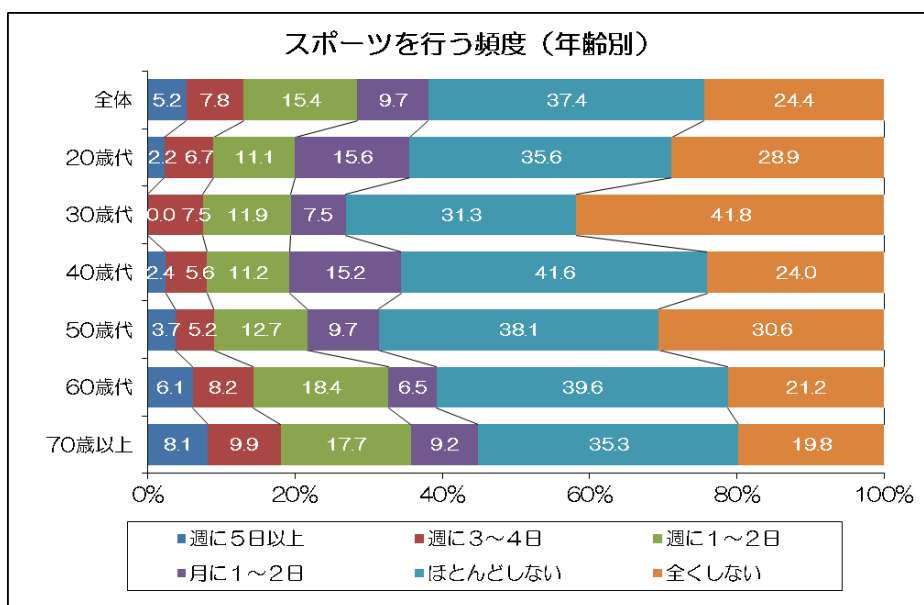
#### 生涯スポーツの推進

##### 将来像

誰もが、それぞれの体力や年齢、関心に応じて生活の中で手軽な軽運動を含むスポーツを楽しみ、健康で生き生きとした毎日を送っています。

##### 目標

市民のスポーツ実施率（市民〔成人〕の週1回以上のスポーツ実施率）  
2012（平成24）年度 25.9% ⇒ 2023年度 60%  
（現状値 2017（平成29）年度 28.4%）



#### (1) スポーツ機会の提供

「する」「みる」「ささえる」スポーツを楽しむ機会の充実を図り、スポーツ活動への主体的・積極的参加のための啓発活動を行い、スポーツの楽しみを推進します。

① スポーツ活動への参加機会の充実

子どもから高齢者、障害のある人など、誰もが「いつでも」「どこでも」「いつまでも」幅広くスポーツを楽しむことができるよう、各地域やスポーツ推進委員、スポーツ団体（※3）との協働により、多様なニーズに応じたスポーツイベントを開催します。

また、本市における高齢化の進展を踏まえ、健康・福祉・医療等、他分野との連携も強化しながら、体力づくり・健康づくりを含めたスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

（用語解説※3）

スポーツ団体とは、体育協会・各種競技団体等、スポーツの振興のための事業を主たる目的とする団体を言います。

② スポーツ活動への主体的・積極的参加のための啓発

スポーツイベント及びスポーツ関係情報の提供に努め、スポーツ活動への積極的な「する」楽しみ、「みる」楽しみ、「ささえる」楽しみへの参加を促します。

加えて、市民主体のスポーツに対する興味や関心をより高めるため、トップアスリートによるスポーツ教室や講演会、総合型地域スポーツクラブによるイベント等の開催及びその内容充実に取り組みます。

③ スポーツ未実施層へのアプローチ

「働く世代」「子育て世代」などスポーツ活動への参加が低調な世代やスポーツ無関心層を取り込めるよう、イベント内容や開催日時等の工夫、親子・家族で参加できるレクリエーションイベントの開催、スポーツに興味がない人でも楽しめるニュースポーツ・レクリエーションスポーツの普及や情報発信等を通じて参加機会の拡大を図ります。

④ 世界大会等の開催を契機とした機運の醸成

東京オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとした世界大会等の開催を契機に、市内でキャンプ等を実施した参加国やトップアスリート等との交流機会を創出し、これを通じてスポーツ活動への参加機運の醸成を図ります。



## (2) 地域スポーツ推進拠点の充実

総合型地域スポーツクラブ・スポーツ少年団・地域スポーツ振興会及びスポーツ推進委員の活動の活性化を図り、地域でスポーツの楽しさを伝える推進拠点の充実に努めます。

### ① 総合型地域スポーツクラブの設立促進

本市では、9つの総合型地域スポーツクラブが設立され、各地域において活動を行っています。

このクラブの積極的な活動により、地域住民のスポーツへの参加機会が増え、世代を超えた交流が生まれ、地域住民の交流が活性化するという効果が期待されます。

今後、地域におけるスポーツ振興並びに地域活性化のため、総合型地域スポーツクラブの役割・効果、活動を広く市民に周知するとともに、山口県体育協会等と連携しながら新規設立を促します。

### ② 総合型地域スポーツクラブの質的充実

下関市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が主体となって開催するイベント等を通じて、クラブ間の情報交換や広域的な連携を促進するとともに、クラブの企画・運営能力の向上を図ります。

また、イベント等の開催にあたっては、「生涯スポーツ推進センター」と連携しながら、スポーツ指導者の派遣をはじめ企画・運営を支援します。





### ③ スポーツ少年団の活動促進

スポーツ少年団は、子どもたちがスポーツの基礎を培い、生涯にわたりスポーツを楽しむきっかけになるだけでなく、スポーツを通じ、地域内の交流を活発にすることが期待されています。

多くの子どもたちが、スポーツに関心を持ち、スポーツでの喜びを味わい、スポーツの楽しみを知ることができるよう、スポーツ少年団への参加機会を増大し、活動を活性化します。

また、スポーツ少年団との協働により、指導者の資質向上を図ります。加えて、スポーツ少年団間の交流を促進するため、すべての団を対象とした魅力的なスポーツイベント（駅伝大会等）の開催や、北九州市スポーツ少年団との交流事業に取り組みます。

### ④ 地域スポーツ振興会及びスポーツ推進委員の活動促進

地域におけるスポーツ振興を目的とする地域スポーツ振興会の活動を支援し、各々の地域にその活動を周知することで、活動への参加を促し、地域スポーツの振興を促進します。

また、各地域では、スポーツ推進委員が地域におけるスポーツ振興及びスポーツ指導者の役割を果たしています。

スポーツ推進委員は、各地域スポーツ振興会から推薦を受け、下関市と地域とのパイプ役として、市が委嘱し、下関市全体のスポーツ振興の担い手となることが期待されています。特に、昨今では、スポーツ推進委員と総合型地域スポーツクラブや学校との連携・協働が求められています。

以上のことから、各スポーツ推進委員が役割の重要性を自覚し、地域に貢献できるよう、知識や技術の修得を促進します。



### (3) 健康保持及び体力づくりの推進

健康保持及び体力づくりへの意識向上を図り、スポーツを楽しむことで、年齢に応じた体力づくりを推進します。

#### ① 健康保持及び体力づくりへの意識向上

世代に応じて日常的に気軽に行うことができる運動の種類、身近なスポーツ活動等についての情報を発信し、市民の健康保持及び体力づくりについての意識向上を図ります。

#### ② 子どもの健康保持及び体力づくり

家庭や地域で子どもたちが気軽にスポーツを楽しむことができるよう、地域での子どものスポーツ機会創出のため、下関市レクリエーション協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。

また、体育の授業や運動部活動及びスポーツ少年団等での活動を活性化し、指導者の養成及び資質向上等を通して、基礎体力づくり、心身の健全な育成に努めます。



### ③ 高齢者の健康保持及び体力づくり

高齢者のそれぞれの体力、趣向に合わせて気軽にスポーツを楽しむことができるよう、グラウンドゴルフ、ウォーキング等のスポーツイベントを開催する各種団体と協働することで、生きがいづくり、仲間づくりの機会を提供します。

また、平成27年10月に開催された「第28回全国健康福祉祭やまぐち大会(ねんりんピックおいでませ!山口大会2015)」の成果を継承発展させ、高齢者の体力づくり・健康づくりを促進するため、健康・福祉等、スポーツ以外の担当部局とも連携しながら気軽にできるスポーツを推進するとともに、スポーツ観戦やスポーツボランティアへの参加など、高齢者の「みる」「ささえる」スポーツ活動への積極的な参加を促進します。



#### (4) 障害者スポーツの推進

誰もがスポーツを楽しむことができるよう、障害者スポーツについての啓発及び情報を発信し、障害のある人のスポーツ機会の創出と社会参加の促進を図るとともに障害者を支える人材の養成及び活用に努めます。

##### ① 障害者スポーツについての啓発及び情報発信

障害福祉関係部局や下関市障害者スポーツセンター等と連携し、障害のある人もない人も共にスポーツに触れ合う機会を創出し、障害者スポーツについての啓発及び情報発信を促進することにより、市民の障害に対する理解を深め、誰もがスポーツを楽しめる社会づくりに努めます。

##### ② 障害のある人のスポーツ機会創出と社会参加促進

「おいでませ！山口大会」の開催を契機として、障害者スポーツへの関心が高まるとともに障害者スポーツの競技人口も増加しています。今後、山口県障害者スポーツ協会、下関市社会福祉協議会等、障害者を支援する各種団体と連携し、障害のある人の自立と社会参加を促進するため、各種スポーツ大会への障害のある人の参加機会の拡大及び障害者スポーツの競技力向上に努めます。

③ 障害者を支える人材の養成及び活用

障害のある人がスポーツを行うためには、それを支える人材が不可欠です。

このため、地域で活動する競技団体、地域スポーツ振興会及び総合型地域スポーツクラブに働きかけ、障害者スポーツに係る指導者及び障害者を支えるボランティアの養成に努めます。

また、「おいでませ！山口大会」を契機として養成された指導者及び障害者ボランティアの活用を図ります。

④ 東京パラリンピック競技大会の開催を契機とした機運の醸成

2020東京パラリンピック競技大会に向けて、本市の障害者スポーツへの機運醸成を図るとともに、障害のある人のスポーツ活動がより推進されるよう、「トップアスリートの育成」と「障害者スポーツの普及」の両面を重視した環境整備と支援を推進します。



## 第2節 競技力の向上

### 基本方針2

#### 競技力の向上

#### 将来像

本市出身の選手が世界あるいは全国規模の大会で活躍し、多くの市民に夢や感動を与えています。また、活躍した選手が指導者として本市の競技力向上及び競技人口の拡大に貢献し、高いレベルでスポーツを楽しむための好循環が生まれています。

#### 目標

全国大会等で優勝した選手（優勝賞賜金交付対象者）

2012（平成24）年度 個人6名 ⇒ 2023年度 個人12名  
（現状値 2017（平成29）年度 個人13名）

#### （1）スポーツ選手の強化及び指導者の養成

下関市体育協会、下関市障害者スポーツセンター及び各競技団体等による優れた資質の発掘と優れた指導者の養成を支援し、スポーツ選手の強化を図ります。

#### <参考>

下関市体育協会の構成（平成30年4月1日現在）

団体数	32団体
会員数	22,309名

#### ① 優れた資質の発掘

地域における競技団体及びスポーツ少年団との協働、スポーツ教室を通じて、優れた資質を持つ選手の発掘・強化に努めます。

トップアスリートによる子どもたちへのスポーツ教室を実施し、子どもたちがトップレベルの技術に触れる機会を提供することで、早期からスポーツの楽しみを伝え、技術力の向上を図ります。

## ② 優れた指導者の養成

スポーツ団体、学校体育の関係者との協働により、高度な専門的知識を持ち、高い指導技術を持つ優れた指導者の養成を目指し、講習会・研修会の開催や、公認スポーツ指導者等の資格取得を推進します。



## (2) 競技活動支援の充実

スポーツ団体と連携し、スポーツ選手が充実した競技活動を行うことができるよう、多様な面から支援します。

選手が自らの能力を十分に発揮できるよう、指導者がスポーツ医学・科学に対する専門的知識を高め、高度な指導が行われるように、競技団体等のスポーツ医学・スポーツ科学に係る講習会・研修会の開催及び指導者の知識・技術の習得を支援します。



### (3) 顕彰

全国大会等に出場する個人・団体に賞賜金を交付し、大会出場を支援するとともに、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会に出場する選手については、下関選手団壮行会を開催し、本市代表選手としての士気を鼓舞します。

また、スポーツ栄光賞として、スポーツにおける向上心醸成のため、優れた成績を収めた選手を表彰しその栄誉を讃えます。





#### (4) クリーンでフェアなスポーツの推進

国がスポーツ団体と連携して作成する、フェアプレーの精神や、スポーツ団体及びアスリート等が注意すべき事項等に関するガイドブック等を活用し、各種研修や会議において、コンプライアンスの徹底やスポーツ団体のガバナンス強化等を推進し、スポーツ・インテグリティ（※4）の向上を図ります。

#### (用語説明※4)

スポーツにおけるインテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）とは、ドーピング、八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正がない状態を言い、スポーツに携わる者が自らの規範意識に基づいて誠実に行動することにより実現されるものとして、国際的に重視されている概念です。

### 第3節 スポーツの場と施設の充実

#### 基本方針3

#### スポーツの場と施設の充実

##### 将来像

スポーツ施設・設備が充実し、誰もがいつでも身近で気軽にスポーツを楽しむことができる環境が整い、スポーツ施設が健康保持増進やスポーツ交流の場となっています。

##### 目標

体育施設の年間利用者数

2012（平成24）年度 940,000名

⇒ 2023年度 1,800,000名

（現状値 2017（平成29）年度 1,086,000名）

#### (1) スポーツ施設の充実及び利用促進

スポーツ施設・設備の充実に努め、スポーツ施設の利用促進を図ります。

##### ① スポーツ施設・設備の充実

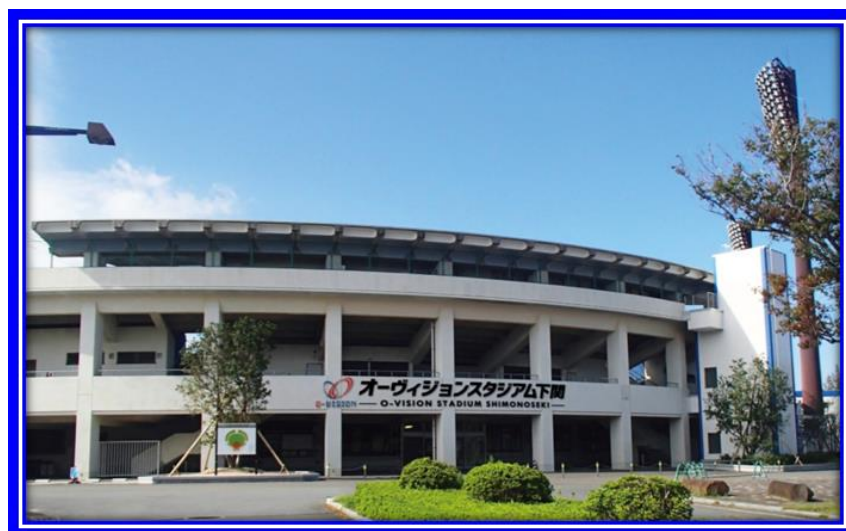
誰もがいつでも気軽に体育施設を利用し、スポーツを楽しむには、施設・設備の充実が必要となります。老朽化が目立つ本市の体育施設・設備を安全で使い勝手のよい施設として維持するために施設の再編も視野に入れ、長期的視点でスポーツ施設の改修整備を進めます。

##### ② スポーツ施設の利用促進

市内の体育施設の利活用を一層進めるため、体育施設に係る各種情報を広く提供するとともに、様々なスポーツイベントを開催し、施設の認知度を高めながら、利用促進を図ります。

併せて、指定管理者とも連携をとりながら、窓口業務での接遇に十分配慮し、気持ち良く利用できるよう努めます。

また、市内の大学や企業等が所有するスポーツ施設についても、広く利用できるよう関係機関との調整を図ります。



## (2) スポーツ情報の発信

スポーツを楽しむための知識をいつでも容易に得ることができ、より多くの方のスポーツに対する興味や理解が深まるよう、市報やホームページ、SNS等を有効に活用し、スポーツについての情報を広く発信します。

スポーツ大会、スポーツ教室等の開催に関する情報の提供に努め、「する」「みる」「ささえる」スポーツの楽しさを広げます。

また、普段の生活の中で安全にスポーツを楽しむことができる場やコースについての情報を提供し、豊かな歴史と自然のなかで体を動かすことの楽しさを見つけることができるよう、様々な情報を発信します。

## 第4節 スポーツによる地域活性化

### 基本方針4

#### スポーツによる地域活性化

##### 将来像

様々なスポーツの楽しみを広く伝える大規模スポーツイベントの開催と観光が結びつき、本市の豊かな歴史と自然に親しむ多くの人々との交流が生まれ、地域の活性化が図られています。

##### 目標

市外参加者が顕著な大会等の件数

2012（平成24）年度 25件 ⇒ 2023年度 40件  
（現状値 2017（平成29）年度 36件）

#### （1）スポーツコンベンションによる地域活性化

スポーツの「する」楽しみ、「みる」楽しみ、「ささえる」楽しみを広く伝え、魅力ある大規模なスポーツイベントの開催とともに、スポーツコンベンションによる地域活性化を図ります。

##### ① 魅力あるスポーツイベントの開催

本市では、「下関海響マラソン」「つのしま夕やけマラソン」「ツール・ド・しものせき」「維新海峡ウォーク」「下関歴史ウォーク」等の大規模なスポーツイベントが実施されています。

今後も「する」スポーツを楽しむ方が素晴らしい景観の中で躍動し、「みる」スポーツを楽しむ方が自然の中で声援を送り、「ささえる」スポーツを楽しむ方が下関独自の食や文化でおもてなしをする、そのような魅力ある新たなスポーツイベントについて研究し、スポーツを通じて魅力の発信及び地域活性化を図ります。

また、既存スポーツイベントについて創意工夫を施し、さらに魅力あるものとして市民に受け入れられ、愛されるよう努めます。

## ② 大規模スポーツ大会の招致

東京オリンピック・パラリンピックをはじめとした世界大会等の開催を契機として、これまでになくスポーツへの関心が高まっているこの機を好機ととらえ、大規模なスポーツイベントの誘致・開催支援や世界大会等のキャンプ地誘致に重点的に取り組み、地域の活性化を図ります。

また、本市での全国大会等の大規模な大会の開催、及び宿泊を伴うスポーツ合宿を実施する団体等を支援することによって、技術力の向上のみならず、スポーツを通じた交流の推進を図り、交流人口拡大による経済効果の波及を目指します。

## ③ スポーツツーリズムの推進

関門海峡を望む素晴らしい景観や歴史的建造物が多数存在する等、様々な観光資源に恵まれている本市は、平成24年12月に「下関市観光交流ビジョン2022」を策定し、全ての市民が誇りを持つ「観光交流都市 下関市」の構築を目指しています。

その際、観光と結びつけたスポーツイベントの開催などスポーツと観光との更なる融合を促進することが重要です。

スポーツと観光を融合した特色あるスポーツ振興及び観光プロモーションを進めるため、「下関海響マラソン」「ツール・ド・しものせき」等のスポーツイベントや国体開催施設を活用した全国大会やスポーツ合宿の誘致等と、本市における多彩な観光資源とを結びつけたスポーツツーリズム（※5）を促進します。また、スポーツツーリズムの活性化やスポーツによるまちづくり・地域活性化を持続的かつ総合的・一体的に推進するため、国が設置を勧めている「地域スポーツコミッション」（※6）の設立を検討します。

### （用語解説※5）

スポーツツーリズムとは、スポーツイベントやスポーツによるレジャーを観光資源として活かすことです。その効果として、スポーツ振興はもちろん、交流人口の増大による観光振興のみならず、健康増進、産業振興の拡大等、様々な効果が期待されています。

また、短期的な経済効果だけでなく、中長期的な地域活性化、市の魅力を発信する効果も期待されています。

(用語解説※6)

地域スポーツコミッションとは、地方自治体、スポーツ団体・企業（スポーツ産業、観光産業）等が一体となり、「する」「みる」「ささえる」スポーツや、スポーツを観光資源としたツーリズム等による地域活性化に取り組む組織を言います。

④ スポーツによる国際交流

本市と姉妹都市又は友好都市盟約を締結している各市と国際親善スポーツ交流大会事業を開催することにより、両市の相互理解と交流を促進し、地域活性化を図ります。

さらに、海外に積極的に「下関海響マラソン」等の魅力を発信し、外国人観光客の誘致を図ります。



⑤ プロスポーツの支援・誘致

レノファ山口FCのホームゲーム開催支援やプロ野球の公式戦誘致等の取り組みを通じて、「みる」「ささえる」スポーツの参画人口の拡大を図るとともに、トップアスリートによるスポーツ教室・交流イベントなど、魅力ある多彩なイベントの開催に努めます。



(2) ボランティア・人材の養成

スポーツには、「する」楽しみ、「みる」楽しみ、「ささえる」楽しみという様々な楽しみ方があります。

スポーツコンベンションの促進のためには、スポーツ大会やスポーツイベントで「する」スポーツに参加する方はもちろん、家族や友人など「みる」スポーツに参加する方も共に楽しめる環境を創出することが必要です。

そのためには、スポーツ大会やスポーツイベントをおもてなしの心で支える多くのボランティアが不可欠であり、その人材の養成が重要です。

市民へのスポーツコンベンションの啓発、教育機関への働きかけ、ボランティア登録制度の活用等により、スポーツを「ささえる」という観点から、市民の誰もが、自分に適した様々な形でスポーツに携わり、スポーツを楽しむことのできる環境づくりを推進します。





## 卷末資料 1

下関市スポーツ振興のまちづくり条例

## ○下関市スポーツ振興のまちづくり基本条例

平成22年3月29日

条例第27号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、スポーツ振興による健康で活力あるまちづくりについて、基本理念を定めるとともに、市の責務並びに市民及びスポーツ活動を行うもの（以下「市民等」という。）の役割を明らかにし、もって本市の健全な発展及び豊かで安心できる市民生活の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「スポーツ」とは、運動競技及び身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含む。）であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。

#### (基本理念)

第3条 スポーツ振興による健康で活力あるまちづくりは、市民等が住みたくなるまちの形成を目指すことを旨として行われなければならない。

2 スポーツ振興による健康で活力あるまちづくりは、市民等の自由な意思に基づいて行われなければならない。

3 スポーツ振興による健康で活力あるまちづくりは、市民等のスポーツに対する豊かな理解の下に行われなければならない。

4 スポーツ振興による健康で活力あるまちづくりは、市民等及び市の協働により推進することを旨として行われなければならない。

5 スポーツ振興による健康で活力あるまちづくりは、市民等が等しくスポーツに親しむことができる環境の整備に留意して行われなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、スポーツの振興に関する施策を計画的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策の計画的な推進に当たっては、適宜市民等の意見を反映させるものとする。

3 市は、第1項の施策を計画的に推進するため、特に講ずることが必要な行政上の措置にも最大限配慮するものとする。

#### (市民等の役割)

第5条 市民等は、自らの自由な意思に基づき、スポーツの振興による健康で活力あるまちづくりについての理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民等は、自らの自由な意思に基づき、スポーツ活動を通じて、スポーツの振興による健康で活力あるまちづくりを実現できるよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

(スポーツ振興のまちづくりの実施に関する配慮等)

第6条 市は、スポーツ振興による健康で活力あるまちづくりの実施に関しては、市民生活においてスポーツの果たす役割の重要性を深く認識し、及び市民等との連携・協力関係を明らかにするとともに、市民の健康の維持増進、地域の連帯感の醸成、地域の青少年の健全育成、地域の高齢者等の介護予防、地域の経済の発展等に資するよう配慮しなければならない。

2 市は、スポーツ振興による健康で活力あるまちづくりに関する基本的計画を定めるものとする。

(スポーツの啓発・普及に関する配慮)

第7条 市は、スポーツの啓発・普及に当たっては、市民の個性及びライフスタイルに配慮しなければならない。

2 市は、スポーツの啓発・普及に当たっては、市民の自由な意思に配慮しなければならない。

3 市は、スポーツの啓発・普及に当たっては、市民がその生涯を通じて「いつでも・どこでも・だれでも」スポーツを楽しめるように配慮しなければならない。

4 市は、スポーツの啓発・普及に当たっては、市民がスポーツに触れる機会をより多く提供するよう努めるとともに、バリアフリー化及びユニバーサルデザインに配慮しなければならない。

(市民等の意見の反映等)

第8条 市は、スポーツ振興による健康で活力あるまちづくりに関する情報を適時に適切な方法で公表し、及び当該情報の市民等との共有に努めるとともに、広く市民等の意見を求めるために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の市民等の意見を踏まえ、スポーツ振興による健康で活力あるまちづくりの実施について不断の見直しを行うものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 卷末資料 2

下関市スポーツ推進審議会条例

○下関市スポーツ推進審議会条例

平成17年2月13日

条例第131号

改正 平成23年3月30日条例第6号

平成23年9月29日条例第39号

平成29年3月6日条例第2号

平成30年3月30日条例第5号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、下関市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、法第35条の規定により意見を述べるほか、市長又は教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査及び審議し、これらの事項に関して、市長又は教育委員会に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成に関すること。
- (6) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員で組織する。

2 委員は非常勤とする。

(委員の任命)

第4条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が教育委員会の意見を聞いて委嘱又は任命する。

(1) スポーツに関する学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第6条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(議事)

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、観光スポーツ文化部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月30日条例第6号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月29日条例第39号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の下関市スポーツ振興審議会条例(以下「旧条例」という。)第4条の規定により委嘱又は任命された下関市スポーツ振興審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日において、改正後の下関市スポーツ振興審議会条例(以下「新条例」という。)第4条の規定により審議会の委員としてそれぞれ委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第5条第2項の規定により定められた会長又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日、新条例第5条第2項の規定により審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

附 則 (平成29年3月6日条例第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日条例第5号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 下関市スポーツ推進計画【改定版】

編集・発行 下関市観光スポーツ文化部 スポーツ振興課  
〒750-0006 下関市南部町 21 番 19 号 下関商工会館 4 階  
TEL 083-231-2739 FAX 083-231-2746  
E-mail : kitaiiku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp